

広報とちぎ 2月号

		市県民税申告相談受付日程表																		期日								
		3月									2月									会場								
※市県民税申告の延長 ▼2月27日(水)・28日(木) 栃木地域▼3月1日(金)・4日(月) 大平地域▼3月5日(火)・6日(水) 藤岡地域▼3月7日(木)・8日(金) 都賀地域▼3月11日(月)・12日(火)		15日(金)	14日(木)	13日(水)	12日(火)	11日(月)	8日(金)	7日(木)	6日(水)	5日(火)	4日(月)	1日(金)	28日(木)	27日(水)	26日(火)	25日(月)	22日(金)	21日(木)	20日(水)	19日(火)	18日(月)	15日(金)	会場					
市役所本庁舎3階正序		大宮公民館									皆川公民館									寺尾公民館		会場						
大		箱森	蘭部4、入舟、柳橋	蘭部1	片柳4・5	片柳1	沼和田	沼和田、境	日ノ出、湊	城内2	城内1、河合	万、倭、旭、室	久保田、宮田、高谷	平柳2・3、今泉、仲仕上、藤田	大宮	国府、大塚	柏倉、小野口、志鳥、大皆川、新井	皆川城内、岩出、泉州	細堀、川原田、千塚、梓	吹上、木野地、野中、宮、大森、仲方	吹上、星野	尻内、梅沢、出流	9時～11時30分	13時～16時	栃木地域			
平柳1		錦、嘉右衛門	蘭部2・3	平井	片柳2・3	富士見、祝、小平	富士見、祝、小平	富士見、祝、小平	富士見、祝、小平	神田、本	泉、昭和	久保田、宮田、高谷	平柳2・3、今泉、仲仕上、藤田	大宮	国府、大塚	柏倉、小野口、志鳥、大皆川、新井	皆川城内、岩出、泉州	細堀、川原田、千塚、梓	吹上、木野地、野中、宮、大森、仲方	吹上、星野	尻内、梅沢、出流	9時～11時30分	13時～16時	栃木地域				
15	14	13	12	11	8	7	6	5	4	1	28	27	26	25	22	21	20	19	18	15	期日	会場	9時～11時30分	13時～16時	大平地域			
大平公民館1階視聴覚室																							9時～11時30分	13時～16時	大平地域			
大平地域全域		西野田(1)、榎本(上・下)									榎本(旭)、伯仲(北・南・西)									赤麻(2区・4区)		蛭沼	新波	部屋	9時～11時30分	13時～16時	大平地域	
15	14	13	12	11	8	7	6	5	4	1	28	27	26	25	22	21	20	19	18	15	期日	会場	9時～11時30分	13時～16時	大平地域			
大平公民館2階大会議室																							9時～11時30分	13時～16時	大平地域			
藤岡公民館2階大会議室		赤麻(1区・3区)									西前原、富吉、中根									蛭沼		新波	部屋	9時～11時30分	13時～16時	大平地域		
藤岡地域全域		西野田(2)、西水代(上2)									西水代(上3・下)									西水代(上1・瓜畑)		新(1)、榎本(荒)	新(2)	新(3)	9時～11時30分	13時～16時	大平地域	
15	14	13	12	11	8	7	6	5	4	1	28	27	26	25	22	21	20	19	18	15	期日	会場	9時～11時30分	13時～16時	大平地域			
藤岡公民館2階大会議室																							9時～11時30分	13時～16時	大平地域			
藤岡地域全域		赤麻(2区・4区)									西前原、富吉、中根									蛭沼		新波	部屋	9時～11時30分	13時～16時	大平地域		
15	14	13	12	11	8	7	6	5	4	1	28	27	26	25	22	21	20	19	18	15	期日	会場	9時～11時30分	13時～16時	大平地域			
藤岡公民館2階大会議室																							9時～11時30分	13時～16時	大平地域			
藤岡地域全域		赤麻(1区・3区)									西前原、富吉、中根									蛭沼		新波	部屋	9時～11時30分	13時～16時	大平地域		
15	14	13	12	11	8	7	6	5	4	1	28	27	26	25	22	21	20	19	18	15	期日	会場	9時～11時30分	13時～16時	大平地域			
都賀総合庁舎別館2階大会議室																							9時～11時30分	13時～16時	大平地域			
都賀地域全域		赤麻(2区・4区)									西前原、富吉、中根									蛭沼		新波	部屋	9時～11時30分	13時～16時	大平地域		
15	14	13	12	11	8	7	6	5	4	1	28	27	26	25	22	21	20	19	18	15	期日	会場	9時～11時30分	13時～16時	大平地域			
都賀総合庁舎別館2階大会議室																							9時～11時30分	13時～16時	大平地域			
都賀地域全域		赤麻(2区・4区)									西前原、富吉、中根									蛭沼		新波	部屋	9時～11時30分	13時～16時	大平地域		
15	14	13	12	11	8	7	6	5	4	1	28	27	26	25	22	21	20	19	18	15	期日	会場	9時～11時30分	13時～16時	大平地域			
都賀総合庁舎別館2階大会議室																							9時～11時30分	13時～16時	大平地域			
都賀地域全域		赤麻(2区・4区)									西前原、富吉、中根									蛭沼		新波	部屋	9時～11時30分	13時～16時	大平地域		
15	14	13	12	11	8	7	6	5	4	1	28	27	26	25	22	21	20	19	18	15	期日	会場	9時～11時30分	13時～16時	大平地域			
都賀総合庁舎別館2階大会議室																							9時～11時30分	13時～16時	大平地域			
都賀地域全域		赤麻(2区・4区)									西前原、富吉、中根									蛭沼		新波	部屋	9時～11時30分	13時～16時	大平地域		
15	14	13	12	11	8	7	6	5	4	1	28	27	26	25	22	21	20	19	18	15	期日	会場	9時～11時30分	13時～16時	大平地域			
都賀総合庁舎別館2階大会議室																							9時～11時30分	13時～16時	大平地域			
都賀地域全域		赤麻(2区・4区)									西前原、富吉、中根									蛭沼		新波	部屋	9時～11時30分	13時～16時	大平地域		
15	14	13	12	11	8	7	6	5	4	1	28	27	26	25	22	21	20	19	18	15	期日	会場	9時～11時30分	13時～16時	大平地域			
都賀総合庁舎別館2階大会議室																							9時～11時30分	13時～16時	大平地域			
都賀地域全域		赤麻(2区・4区)									西前原、富吉、中根									蛭沼		新波	部屋	9時～11時30分	13時～16時	大平地域		
15	14	13	12	11	8	7	6	5	4	1	28	27	26	25	22	21	20	19	18	15	期日	会場	9時～11時30分	13時～16時	大平地域			
都賀総合庁舎別館2階大会議室																							9時～11時30分	13時～16時	大平地域			
都賀地域全域		赤麻(2区・4区)									西前原、富吉、中根									蛭沼		新波	部屋	9時～11時30分	13時～16時	大平地域		
15	14	13	12	11	8	7	6	5	4	1	28	27	26	25	22	21	20	19	18	15	期日	会場	9時～11時30分	13時～16時	大平地域			
都賀総合庁舎別館2階大会議室																							9時～11時30分	13時～16時	大平地域			
都賀地域全域		赤麻(2区・4区)																										

所得税の確定申告と市県民税の申告は3月15日（金）まで

▼事業所得や不動産所得、譲渡所得などがある方

▼給与所得者で次のいずれかに該当する方

①給与の収入金額が2千万円を超える方

②給与の支払を1か所から受け、給与所得以外の所得が20万円を超える方

③給与の支払を2か所以上から受け、年末調整されなかつた給与収入と給与所得以外の所得が20万円を超える

所得税・市県民税（住民税）の申告時期です。申告は、前年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得について計算し、税金の額を確定します。必ず期限内に正しく申告してください。

▼確定申告で還付を受けた方

- ①医療費控除や住宅借入金等特別控除など各種控除を受ける方
- ②公的年金に係る雑所得のみで源泉徴収された税金が

②国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料で軽減等の算定が必要な方

③その他、サービス給付のために所得の把握が必要となる方

※年末調整をされた給与所得だけの方は、申告不要です。

※所得税の確定申告をされた方は、市県民税の申告不要です。

公的年金等を受給されている方へ

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入の証明書等の提出が必要となる方

入金額の合計額が4百万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。なお、この場合でも、所得税の還付を受ける場合や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除など控除を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です。

## ◎市県民税の申告について

市県民税は、公的年金等の収入金額が4百万円以下その他の所得がある場合や、医療費控除等の控除を受けた場合には、市県民税

税の申告が必要  
II 所得税の確定申告会場  
○ 確定申告会場  
会議所（片柳町）  
○ 開設期間  
～3月15日（金）  
曜日を除く  
○ 受付時間 9時～  
※期間中は栎木卒業  
での申告相談は受け  
せん。  
◆問合先 栃木県  
1-0885 ◇確定申告には  
が利用できます  
自家のパソコン  
いつでも申告書  
出ができます。  
○申告書の作成

です。  
定申告Ⅱ  
栃木商工  
2丁目  
月18日(月)  
※土・日

ホームページ「確定申告等作成コーナー」で作成した申告書などを印刷してそのまま提出できます。（（送也可）  
○e-Tax（国税電子申告・納税システム）で、住宅から申告や納税が可能です。なお、利用には事前手続きが必要です。  
《利点》・申告会場へ出かける必要がありません。（（間中は24時間対応）  
・最高3千円が税額控除（子證明書等特別控除）されます。（過去にこの控除を受けた場合は対象外です）  
○国税庁ホームページ  
<http://www.nta.go.jp>

書 そ し 申 自 手 で 期 け 電 れ を ジ ○

支 付 日 程 表

よび場所 左の  
受付日程表を確  
認しあさり。

他の日程、他の  
で受け付けします  
日は受付を 18 時  
長します。

申認が、月30日、( )お申認してください。  
○医療費控除の金額や事業収支等は事前に集計して、お越しください。  
○本庁舎へは、なるべく車での来場をご遠慮ください。  
○次の確定申告は、市県民税会場では受付できない場合があります。事前に確認してください。  
①初年度の住宅借入金等特別控除  
②土地や建物、株式等の譲渡所得、先物取引に係る雑所得  
③準確定申告  
※青色申告、国外扶養の申告は受け付けできません。  
◇申告に必要なもの

○医療費空余  
してください

の金額や事業

ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書などを印刷し、そのまま提出できます。(郵送也可)

○e-Tax(国税電子申告・納税システム)で、自宅から申告や納税が可能で

・割り振り受付日の都合悪い方は他の日程、他の会場で受け付けします

・次の期日は受付を8時

II 市県民税の申告 ◇ 日時および場所 左の告相談受付日程表を確  
し、お越しください。

○医療費控除の金額や事業  
収支等は事前に集計して、  
お越しください。

○本庁舎へは、なるべく車  
での来場をご遠慮ください。  
○次の確定申告は、市県民  
税会場では受付できません(署

○印鑑（朱肉を使用するもの）
◇問合先
本市民税課 ☎ 21-2124
大税務課 ☎ 9208-0902
都税務課 ☎ 29-1101
西地域まちづくり課